

除雪業務委託における「基本待機保証」について

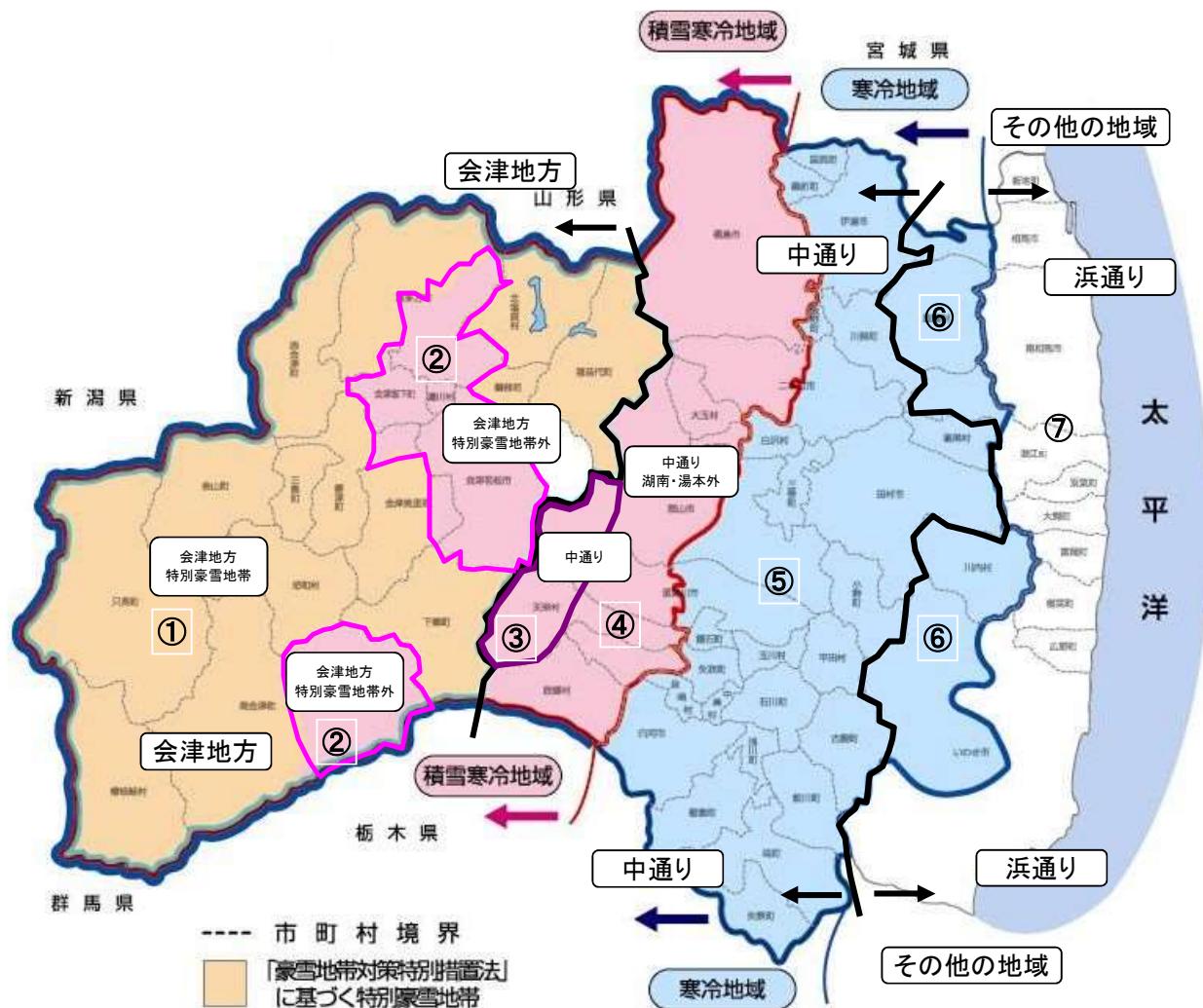
「基本待機保証」の概要

「基本待機保証」は、待機に係る人件費について一定程度保証するものであり、12月15日から3月14日までの3ヶ月間を「基本待機保証期間」と定め、この期間に会津地方の特別豪雪地帯では最大で90日分の費用を時間に換算し、「基本待機保証」として降雪状況や除雪の有無にかかわらず保証するものである。

他の地域についても「基本待機保証」を適用するが、過去の除雪実績から定めた地域別かつ機種別の係数による補正と契約日数の差による補正を行って保証するものである。

※令和7年度から保証日数を60日から90日へ見直し

地域・方部別エリア図

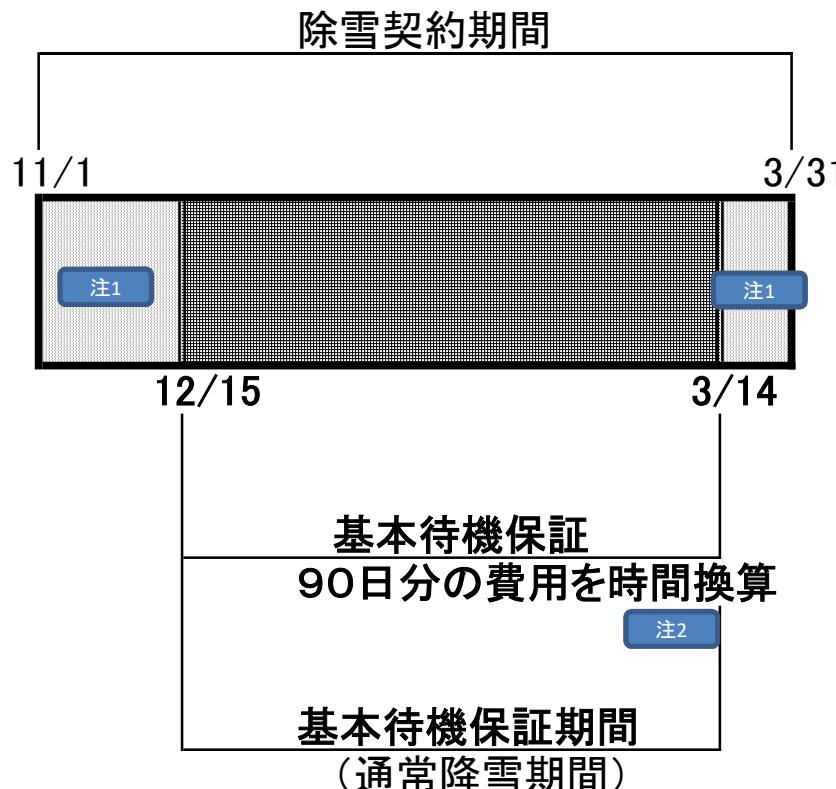


地域・方部別区分

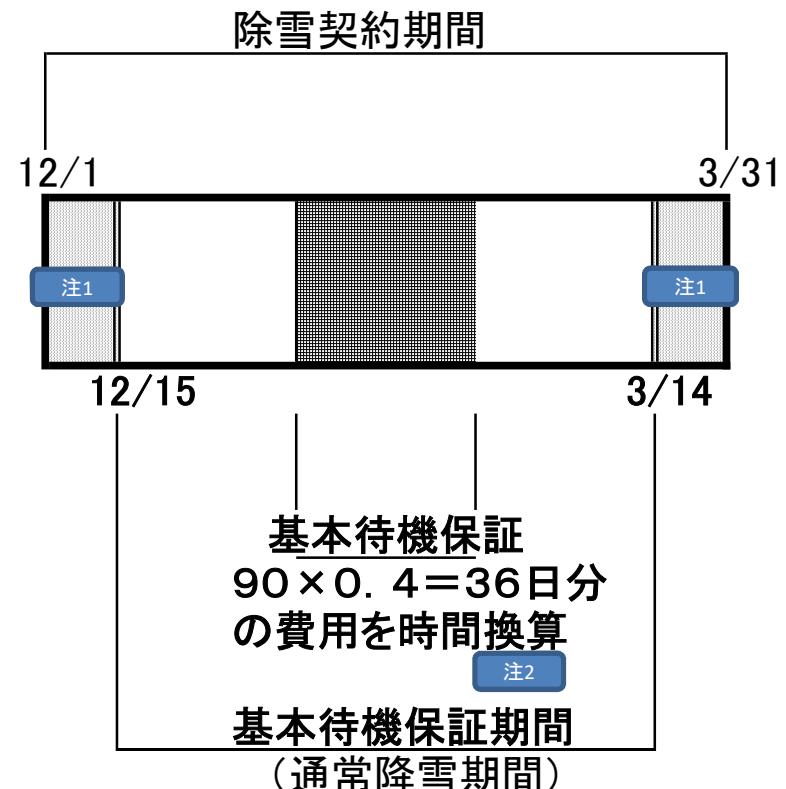
- ①積雪寒冷地域・会津地方（特別豪雪地帯）
- ②積雪寒冷地域・会津地方（特別豪雪地帯以外）
- ③積雪寒冷地域・中通り（湖南・湯本地区）
- ④積雪寒冷地域・中通り（湖南・湯本地区以外）
- ⑤寒冷地域・中通り
- ⑥寒冷地域・浜通り
- ⑦その他の地域・浜通り

「基本待機保証」の概念図

○会津地方(特別豪雪地帯)の場合



○中通り地方(積雪寒冷地域)の場合 (湖南・湯本地区以外)



※1 基本待機保証期間外であっても、待機命令を出せば待機補償費が支払われます。

※2 基本待機は1日を最大11時間に換算する。